

(別紙1)

青洲の里 訪問リハビリステーション 利用者負担額一覧(令和6年6月)

※訪問リハビリテーション費

※1単位10.33円で算定(粕屋町 6級地)

【基本部分】					
項目	基本単位	1割負担	2割負担	3割負担	算定要件
訪問リハビリテーション	308単位/回	318円	637円	955円	1回(20分)の利用 6回/週の利用が可能(退院・退所から3か月以内は週12回まで可能)
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	6単位/回	7円	13円	19円	勤続7年以上の職員の在籍
【加算部分】 ※加算料金については該当される場合のみ算定となります					
項目	基本単位	1割負担	2割負担	3割負担	算定要件
短期集中リハビリテーション実施加算	200単位/日	207円	412円	618円	退院・退所または認定日から起算して3ヶ月以内 週2日以上個別リハビリを実施した場合 ※1日20分以上
リハビリテーションマネジメント加算(イ)	180単位/月	185円	372円	558円	リハビリテーション計画を定期的に評価し、医師又理学療法士、作業療法士、言語聴覚士がご家族に説明を行い同意を得る。また医師が会議に参加できない場合はその内容を医師に報告する。
リハビリテーションマネジメント加算(ロ)	213単位/月	220円	440円	660円	(イ)の要件に加え、リハビリ計画書等の情報を厚生労働省に提出します
事業所の医師が利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た場合 認知症短期集中リハビリテーション実施加算	270単位/月 240単位/日	279円 248円	558円 496円	837円 744円	※加算(イ)又は(ロ)に加え270単位を加算 ※認知症であると医師が判断した者で、退院(所)日または訪問開始日から3月以内
退院時共同指導加算	600単位/回	620円	1240円	1860円	※理学療法士等が医療機関の退院前カンファレンスに参加し、在宅でのリハビリテーションに必要な指導を共同して行った場合 ※当該退院につき1回に限る

※介護予防訪問リハビリテーション費

※1単位10.33円で算定(粕屋町 6級地)

【基本部分】					
項目	基本単位	1割負担	2割負担	3割負担	算定要件
介護予防訪問リハビリテーション	298単位/回	308円	616円	924円	1回(20分)の利用 6回/週の利用が可能(退院・退所から3か月以内は週12回まで可能)
介護予防訪問リハビリテーション	268単位/回	277円	554円	831円	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問リハビリテーションを行った場合は減算となります。※30単位/回の減算 ただし3月に1回はリハビリ会議を開催し、利用者の状況を構成員と共有、状態変化に応じてリハビリ計画書の見直し、また、リハビリデータを定期的に厚生労働省へ提出し必要な情報を活用することで減算(30単位/回)は行わないこととされています。
【加算部分】					
項目	基本単位	1割負担	2割負担	3割負担	算定要件
短期集中リハビリテーション実施加算	200単位/日	207円	412円	618円	退院・退所または認定日から起算して3ヶ月以内 週2日以上個別リハビリを実施した場合 ※1日20分以上
退院時共同指導加算	600単位/回	620円	1240円	1860円	※理学療法士等が医療機関の退院前カンファレンスに参加し、在宅でのリハビリテーションに必要な指導を共同して行った場合 ※当該退院につき1回に限る